

# 契約書添付仕様書

(必要なものに○印をつける)

## ※ 土木、建築工事関係

土 木 工 事 共 通 仕 様 書

公 共 住 宅 建 設 工 事 共 通 仕 様 書

建 築 工 事 共 通 仕 様 書

電 気 設 備 工 事 共 通 仕 様 書

機 械 設 備 工 事 共 通 仕 様 書

特 記 仕 様 書 の 場 合

( 工 事 監 理 連 絡 会 特 記 仕 様 書 )

## ※ 業務委託関係

測 量 作 業 共 通 仕 様 書

用 地 調 査 等 共 通 仕 様 書

工 損 調 査 共 通 仕 様 書

地 質 ・ 土 質 調 査 共 通 仕 様 書

土 木 設 計 業 務 等 共 通 仕 様 書

特 記 仕 様 書 の 場 合

( )

## 「工事監理連絡会」特記仕様書

### 第1条 「工事監理連絡会」の目的

本工事は、工事着手前に当該工事の受注者、その設計を担当したコンサルタント等及び発注者が参加して、設計図と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「工事監理連絡会」を設置し、当該工事に関し必要な設計変更の内容の確定、その実施者、負担者を明確にするものである。

### 第2条 開催

「工事監理連絡会」は、受注者が発注者へ施工計画書を提出する前に実施するものとし、発注者に「工事監理連絡会」の開催を要請する。また、工事着手後に問題等が発生した場合にも発注者と協議のうえ開催を要請する。

### 第3条 出席者

受注者は、「工事監理連絡会」に現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の2名の出席を標準とする。

### 第4条 協議内容

「工事監理連絡会」では、契約図書である設計図等と現場の整合性、設計意図を確認したうえで、当該工事に関し必要な設計変更の内容を確定するとともに、その設計図等の修正実施者及び費用負担者を調整・決定するものとする。

2 受注者は、別添「設計図書の照査ガイドライン」により設計照査等を実施し、監督職員に確認できる資料及び質問書を書面により提出し、確認を求めることができる。

「設計図書の照査ガイドライン」にない工種は、本ガイドラインに準拠できるものがあれば、発注者と協議し運用できるものとする。

3 受注者は、発注者及びコンサルタント等に施工計画について説明を行う。

4 受注者は、発注者がコンサルタントからの要請による「工事監理連絡会」開催の調整を行う場合、その開催に協力するものとする。

### 第5条 報告書

協議結果については、受注者が報告書にまとめ発注者に提出するものとする。

### 第6条 コンサルタント等への費用

発注者が指示するコンサルタント等には、「工事監理連絡会」の打合せ費用として、業務価格に計上してある金額を開催後速やかに支払うものとする。

入 札 条 件  
(特に定めた契約条件)

1. この工事は、平成 30 年度から平成 31 年度にわたるものである。
2. 平成 30 年度の支払いは、40,000,000 円を限度とし、残額は平成 31 年度に支払う。  
ただし、平成 30 年度の支払額は、工事の出来形部分または製造工場等にある特殊な工場製品に相当する請負代金額の 10 分の 9 以内とする。
3. 前払金総額は請負代金の 4 割以内とし、各年度に分割して支払う。

$$\text{各年度前払金の支払額} \leq \text{前払金総額} \times \frac{\text{当該年度の支払い限度額}}{\text{請 負 代 金}}$$

請負者は前払金を受けようとする場合は、各年度（平成 31 年度は工事完成期限）を保証とした、公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社（以下「保証会社」という。）の発行する保証書を受注者に寄託しなければならない。

4. 中間前払金総額は、請負代金の 2 割以内とし、各年度に分割して支払う。

$$\text{各年度中間前払金の支払額} \leq \text{中間前払金総額} \times \frac{\text{当該年度の支払い限度額}}{\text{請 負 代 金}}$$

請負者は第 3 項に規定する前払金の支払いを受けた後、中間前払金を受けようとする場合は当該年度の工事実施期間の 2 分の 1 を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべきものとされている当該年度の建設工事に係る作業が行われており、既に行われた当該年度の建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであることについての認定を受けた後、各年度末（平成 31 年度は工事完成期限）を保証期間とした保証会社の発行する保証書を受注者に寄託しなければならない。

5. 平成 30 年度の前払金及び中間前払金は、平成 30 年度末までにその全額を償却するものとする。
6. 発注者は、予算上の理由等により、第 2 項から第 4 項に規定する支払額を変更することができる。